

議案第 4 7 号

八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市印鑑条例の一部を改正する条例

八幡浜市印鑑条例（平成 1 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（印鑑登録原票） 第 6 条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について<u>審査した上</u>、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 （1）～（7） （略） 2・3 （略） （印鑑登録証明書の交付） 第 1 4 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（以下これらを「個人番号カード等」という。）</u>を添えて申請したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。 3 市長は、前 2 項の申請があったときは、当該申請が適正であることを<u>確認した上</u>、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証又は<u>個人番号カード等</u>を返付するものとする。 （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請） 第 1 4 条の 2 前条の規定にかかわらず、登録者	（印鑑登録原票） 第 6 条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について<u>審査したうえ</u>、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 （1）～（7） （略） 2・3 （略） （印鑑登録証明書の交付） 第 1 4 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）<u>以下同じ。）</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____を添えて申請したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。 3 市長は、前 2 項の申請があったときは、当該申請が適正であることを<u>確認したうえ</u>、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証又は<u>個人番号カード</u>を返付するものとする。 （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請） 第 1 4 条の 2 前条の規定にかかわらず、登録者

は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第１２０号）第４２条第２項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した<u>個人番号カード等</u> (2) （略） （印鑑登録証明の制限） 第１５条 次の各号のいずれかに該当するときは、前２条に規定する印鑑登録証明を行わない。 (1) 印鑑登録証又は<u>個人番号カード等</u>の提示をしないとき。 (2) 印鑑登録証又は<u>個人番号カード等</u>が破損又は汚損のため、識別が困難なとき。 (3) （略）	は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第１２０号）第４２条第２項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した<u>個人番号カード</u> (2) （略） （印鑑登録証明の制限） 第１５条 次の各号のいずれかに該当するときは、前２条に規定する印鑑登録証明を行わない。 (1) 印鑑登録証又は<u>個人番号カード</u>の提示をしないとき。 (2) 印鑑登録証又は<u>個人番号カード</u>が破損又は汚損のため、識別が困難なとき。 (3) （略）
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。